

サービス付き高齢者向け住宅
シニアライフハウス
ハッピー愛ランドささや

入居事項説明書

シニアライフハウスハッピー愛ランドささやとは

- シニアライフハウスハッピー愛ランドささやは、高齢者の住生活の安定及び向上に寄与することを目的としたサービス付きの高齢者向け住宅です。
- シニアライフハウスハッピー愛ランドささや内で行われる生活支援サービス、介護サービス、食事サービスなどは別途契約が必要です。それぞれのサービス内容について担当者から説明を受け、十分に理解した上で選択して、それぞれの規約に従ってご利用下さい。

サービス内容は

①. 生活支援サービス

24時間365日、スタッフが常駐してライフサポートを行います。

基本の生活支援サービスとそのオプションサービスなどを組み合わせ、入居者様の生活の充実を目指して、オリジナルプランをご提案します。

②. 介護保険サービス

居宅介護支援（ケアマネージャー）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ヘルパー）をはじめ、訪問看護、デイサービス、福祉用具貸与などの在宅サービスがご利用いただけます。

介護保険サービスをうける場合は、別途それぞれの事業所と契約することになります。ご利用料金は、それぞれの事業所にご確認ください。

③. 食事サービス

毎日朝、昼、夕の3食、お食事を提供します。栄養バランスやカロリーに

配慮し、調理師が調理しております。別途料金が発生しますが、きざみ食、ミキサー食、とろみ食、治療食の対応も可能です。

入居者様のライフスタイルに合わせ、指定の時間帯でご希望の時間にお食事をしていただくことが可能です。

朝食 7:00～ 8:30

昼食 11:00～12:30

夕食 17:00～18:30

住民票の移動手続き

住民票の移動手続きをしていただくことを原則としていますが、ご事情がある場合は、移動されなくても結構です。

- ☐ 福島市以外にお住まいの方は、現在お住まいの市町村役場へ転出届を提出し、「転出証明書」を発行してもらってください。その転出証明書を添えて福島市へ転入届を提出ください。尚、異動日は入居される日付でお願いします。
- ☐ 福島市にお住まいの方は、転居届を提出して下さい。
- ☐ 必要書類等は、市町村役場へご確認ください。

【 転居先住所 】

〒960-0241

福島県福島市笹谷字東中条10-9

シニアライフハウスハッピー愛ランドささや 〇〇〇号室

- ☐ 現在お住まいの最寄りの郵便局へ郵便物の転送願を届出ください。

各種保険証の異動手続き

- ☐ 介護保険証・身体障害者手帳・重度心身障害者医療費受給者証
現在お住まいの市町村役場にて住所変更の手続きを行い、ご持参下さい。
- ☐ 後期高齢者医療・国民健康保険・老人医療受給者証
現在お住まいの市町村役場にて住所変更の手続きを行い、ご持参下さい。

ご入居後の日常生活について

- ☐ 面会・訪問について
 - ①. 面会時間は、原則、朝7時から夜7時30分とします。
早朝や深夜、他の入居者様のご迷惑となる時間帯はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
 - ②. 個人情報保護の観点から、ご本人様のご了承を得られない友人や知人の訪問、

面会をお断りさせて頂く場合もございますことをご了承下さい。

□ 外出・外泊について

外出や外泊は自由ですが、スタッフにお伝えください。また、食事を欠食する場合は、あわせてご連絡ください。

□ 共用部分のご利用について

- ①. 食堂・リビング：ご利用は自由です。読書や歓談などお楽しみください。
ただし、都合によりご利用をお断りする場合があります。
- ②. シニアライフハウスハッピー愛ランドささやでの事故・事件等については、
一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- ③. 風呂：予約や時間割にて日時指定となります。
- ④. 事務所は、原則、平日 8 時 30 分から 17 時 30 分の対応となります。

□ 医療提携について

シニアライフハウスハッピー愛ランドささやでは、医療の連携としまして、
ふれあいクリニックさくらみず等と提携しており往診が可能です。ご自身の主治医の通
院も可能ですが、ご家族で対応をお願いします。

持込制限、使用制限について

居室は自宅ですので、日常生活用品等はすべて持ち込みとなります。

慣れ親しんだ家具等を引き続きご使用いただくことが可能です。

ただし、安全の観点から下記の品物は居室への持ち込みをお断り、または制限
させていただきます。ご家族様や来訪者におかれましても同様をお願い申し上げます。

- ①. 火気（ストーブ、ファンヒーター、ライター、ろうそく、線香等）

- ②. タバコ、アルコール類

タバコ（喫煙）は、ご遠慮いただいております。

アルコール類は、自己管理が困難と判断した場合、生活支援サービスにて
お預かりし、ご希望により居室でお楽しみいただきます。

- ③. いたみやすい食品類

差し入れの場合、スタッフにお申し出いただきます。

残さずその日のうちにお召し上がりください。

- ④. 刃物類

自己管理が困難と判断させて頂いた場合には、生活支援サービスにて当方
で管理いたします。

- ⑤. 携帯電話の使用制限

携帯電話の使用は居室内に限らせていただきます。

退去について

退去する場合は、退去後の現状回復及びハウスクリーニングのための工事調整期間を頂戴することから、退去日から1月後の日を契約解除日とします。

規定により、契約解除日の2月以上前までに契約解除届を提出していただきます。

なお、ご本人様の状態や言動、行動によっては、シニアライフハウス ハッピー愛ランドささやでの生活が困難（下記参照）と判断し、当法人から賃貸借契約の解除をせざる得ない場合がございます。

- ☐ ご本人様の心身状況の変化により、シニアライフハウスハッピー愛ランドささやでの共同生活が困難であると判断させて頂いた場合。
- ☐ 認知症の症状等により、ケアの質・量共にシニアライフハウスハッピー愛ランドささやで介護させて頂ける範囲を超えると判断した場合。
- ☐ 入居後、ご本人様の心身状況の変化により、医療処置への依存度が高く医学的管理項目が頻繁になられた場合で、医師等から、シニアライフハウスハッピー愛ランドささやでお世話させて頂く範囲を超えると判断し報告をいただいた場合。
- ☐ 入院もしくは長期外泊などで、ご帰宅の見込みがない場合。
- ☐ ご本人様の迷惑行為により、シニアライフハウスハッピー愛ランドささやでの共同生活が困難であると判断させて頂いた場合。

退去後の現状回復について

退去の際、原状回復費用が必要になる場合があります。状況により金額は異なりますので、事前にご本人様、またはご家族様立会いのもと、業者が見積りをいたします。

経年劣化による補修は当住宅でおこないますが、その他の補修が必要な場合は、実費をご負担いただきます。

令和	年	月	日	説 明 者	_____
令和	年	月	日		

利用申込者 住 所

氏 名

ご 家 族 住 所
(身元保証人)

氏 名